



# 公 示

令和元年度整備管理者選任後研修の実施について

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第46条及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第15条に規定する整備管理者研修を下記のとおり実施するので公示する。

令和元年7月19日

中国運輸局岡山運輸支局長

平賀 哲



記

## 1. 開催日及び会場

- (1) 第1回及び第2回 令和元年（2019年）10月16日（水）午前及び午後  
岡山県自動車整備振興会 教育センター2階 第1研修室  
岡山県岡山市北区富吉5301-8
- (2) 第3回及び第4回 令和2年（2020年）1月22日（水）午前及び午後  
岡山県自動車整備振興会 教育センター2階 第1研修室  
岡山県岡山市北区富吉5301-8
- (3) 第5回及び第6回 令和2年（2020年）2月4日（火）午前及び午後  
岡山県自動車整備振興会 教育センター2階 第1研修室  
岡山県岡山市北区富吉5301-8
- (4) 第7回及び第8回 令和2年（2020年）2月18日（火）午前及び午後  
岡山県自動車整備振興会 教育センター2階 第1研修室  
岡山県岡山市北区富吉5301-8

## 2. 研修対象者

自動車運送事業の整備管理者（道路運送車両法第50条の規定により選任されている整備管理者に限る。）であって、次に掲げる者。

### (1) 今年度新たに選任された者（※）

（ただし、今年度に整備管理者選任前研修を受講した者はこの限りでない。）

（※）「新たに選任された者」とは、当該事業者において整備管理者として初めて選任された者のことをいい、当該事業者において、過去に整備管理者として選任されていた者や他の使用の本拠の位置で選任されていた者は、これに該当しない。

### (2) 平成30年度の整備管理者選任後研修を受講していない者

## 3. 研修時間割

午前の部	受付	9:00～	9:30	研修	9:30～	11:30
午後の部	受付	13:00～	13:30	研修	13:30～	15:30

## 4. 携行品

- (1) 筆記用具
- (2) 運転免許証等（顔写真のある身分が証明できる書面等）

## 5. その他

受付時間内にお越しくください。（事前に受講の予約を取る必要はありません。）

出来る限り公共交通機関をご利用するか乗り合わせてご来場頂くようお願いいたします。乗り合わせで来庁される際は、下記の青いスペースに駐車をお願いします。

